

留萌市史-----その②



ルルモッベ場所

留萌漁場の先駆者たち

今回の留萌市史では、ニシンの千石場所といわれた留萌の漁業制度と、留萌の街づくりの基礎となった留萌支庁についてふれてみることにしました。

て、旧来の漁場経営と同じように継続することができた。

明治二年の請負制の廃止は、ただ請負人という名称を漁場持と変更しただけで実質的には従来からの漁場経営とほとんど変わらなかった。開拓使は、この弊害をとり除くため漁場持制度の廃止にふみきり明治十年からはあらたに漁業を希望する者に対し、実地調査の上漁場を割りあてることとした。

この措置は、漁場持の性格からみて当然の推移であり、ここに場所請負制度は名実共に消滅することとなり、北海道はもろん留萌漁業の近代化の道が開かれたのである。

新制度の実施された明治十年の留萌場所の漁業出願をみると、すでに礼受村三十一カ統、三泊村五十一カ統、計百二十二カ統の漁場出願がなされ、一般漁民は自分の漁場で自由な漁業を営むようになった。

留萌郡は増毛、樺戸、雨竜郡と共に、明治二年九月より四年八月まで山口藩の支配を受けたが、山口藩の支配地における経営施策は活気にみちていた。

石狩、天塩の両国にわたる四郡のうち、留萌、増毛の好漁場が含

まれていたので、漁業の利益を基盤として積極的な政策が行なわれた。

山口藩はさっそく開拓使に開拓見込みを上申した。

その中には永住人口の増加、山道開き、橋梁架設、蒸気船の建造、鯨漁の開始、留萌石炭の開掘、鮭の招致、増毛の築港、さらに請負人の営利独占禁止など多くの施策を述べている。

旧留萌支庁の設置

明治四年八月の省府藩士族寺院の分領制度の大変革によって、北海道行政区轄に新しい構図が描き出され、同年十二月北海道の行政区轄を六部に区分し、それぞれ担任官を置くことを定めた。

留萌郡を含む宗谷支庁管轄区域は、天塩国は増毛、留萌、苫前、天塩、中川、上川郡の六郡、北見国は宗谷ほか三郡、以上十郡を管轄することになった。

主任官は開拓少判官 大山重であった。

明治五年の宗谷支庁設置にとともに、各出張所の配置が決定されたが、明治五年十一月、主任官で

ある大山重から宗谷支庁の移転についての伺いが出された。

移転の理由は「天塩郡以北は人口希薄で事務閑散な人口に対し、苫前郡以南の三郡は人口が多く事務繁忙だが、宗谷への連絡は悪路のため不通となることが多く、北にかたよりすぎた宗谷に支庁があつては万事不便であるから南方の中心留萌郡留萌に転庁したい」というのであった。

この移転が完了したのは明治六年四月であった。

このように宗谷には、宗谷郡と札文、利尻郡を管轄する宗谷出張所をおいた。

留萌支庁は明治六年二月二十六日の設置で管轄区域は留萌郡を始め増毛、苫前、天塩、中川、上川宗谷、札文、利尻、枝幸の十郡で庁舎はマサリベツ沢にあった庄内藩の脇陣屋跡を改造して使用した。また、明治八年三月十三日にな

つて留萌支庁は廃止となり、札幌本庁の管轄になってしまった。

明治八年六月二十日、留萌支庁に代わり、札幌本庁留萌出張所が設置された。

また、札幌病院留萌出張所も留萌出張所と改称した。

出張所の建物はマサリベツ官邸より半里程離れたところにあつたといわれている。

その場所は、現在港の中になつたコタン地の一角であつたのだらう。

また、この合併によって増毛や苫前は留萌出張所の派出所となつた。

漁業制度の改革

明治元年、新政府は箱館裁判所を設置し、その施政方針中漁業面では漁場の請負、出稼ぎの制度に対して従来通りと布令した。

しかし、翌二年開拓使が設置され、まず行なつたのは場所請負制の廃止による官捌の実施であつた。これ以前本道では有力商人が請負場所を支配し、漁業を完全にその掌中に握っていたので、漁民はもろんその他の人民も請負人の鼻息をうかがいながら生活を営む状態であつた。

これは、開拓使の政策に対して重大な障害となつたことは言うまでもなく、開拓使は明治二年九月請負人場所を廃し、それぞれ場所

を返上させ、漁場独占を打破することにした。

しかし、急激に請負人制度を廃止すると、従来請負人が行なつていた漁民に対する需要品の供給、土人の撫恤などに大きな困難を生ずるので、徐々に改革する方針がとられた。

この請負人制度の廃止によって天塩沿岸の漁場請負人であつた栖原家の漁場は取り上げられることになった。

栖原家の大宝庫留萌場所は、二年九月から山口藩の支配となり、栖原家は大部分の漁場を失い、漁場経営から衰退するかと思われたが、明治四年、各種分領地の廃止と開拓使の北海道統一経営にあつて同年十二月、開拓使から天塩国一円および宗谷、枝幸、その他伊達家との共同漁場持を命ぜられ